

一時支援金をぜひご利用ください!

岡山県飲食店等 一時支援金



御社も
一時支援金
給付対象かも
しれません!

給付金(一事業者一回限り)

法人

個人事業者

40万円

20万円

給付対象

県内に主たる事業所を有する事業者で次の①～⑥のいずれにも該当すること

- ① 国の一時支援金を受給していない及び今後も受給する予定がないこと
- ② 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること
- ③ 外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
 - ア) 飲食店
 - イ) アの飲食店と直接・間接の取引がある事業者
 - ウ) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う飲食店以外の事業者
 - エ) ウの事業者と直接の取引がある事業者
- ④ 令和元年比または令和2年比で、令和3年の1月、2月または3月の売上が30%以上減少していること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- ⑥ 今後も事業を継続する意思があること

事前確認の受付期間▶ 事前確認 2021年4/19(月)～6/30(水)

※県の申請受付は4/26(月)～になります。郵送での申請の場合は当日消印有効

＼ご安心ください!開業20年のベテラン行政書士が確実に責任を持って対応します!

「支援金受給の相談をしたい!」と思われた方は今すぐ下記をご記入のうえFAXください。

ご相談方法をどちらか☑を入れてください。 一度会ってみたい! 電話で話だけ聞いてみたい!

御社名		電話	
住所		携帯	
担当者		FAX	

一時支援金についてのご相談をご希望の方は上記内容をご記入のうえ、こちらまでFAXをお願いいたします!

FAX.086-239-6548

送信元

林英男行政書士事務所(岡山県行政書士会 登録番号01331238) 岡山市中区賞田273-5
メール hh@h2gyosei.com アドレス http://www.h2gyosei.com/ TEL 086-238-8642

今後FAX送信が不要の方はお手数ですが、下記のFAX送信不要欄にチェックと御社名とFAX番号をご記入いただきFAXをして下さい。次回から送信中止いたします。

今後の御社名と()
FAX送信不要 FAX番号(社名) FAX